

汚染の概要及び対応

上湯谷地内において、管理者が実施した土壌調査の結果、土壌汚染対策法（以下、「法」という。）で定める基準値を超過する有害物質を検出したとの報告がありました。

1 調査の概要

敷地内の一部を調査した結果、法で定める基準値を超過する有害物質を検出しました。

有害物質の種類	基準種別	調査結果	基準値
鉛及びその化合物	土壌溶出量※ ¹	0.011～6.5 mg/L	0.01 mg/L 以下
	土壌含有量※ ²	180～7300 mg/kg	150 mg/kg 以下

※1 土壌溶出量…地下水経由での摂取の観点からの土壌汚染の指標

※2 土壌含有量…直接摂取の観点からの土壌汚染の指標

2 これまでの市の対応

- ・検出箇所は、一般の人が立ち入ることが出来ない場所であることを確認しました。
- ・周辺に井戸がないことを確認しました。
- ・管理者が行ったボーリング調査による地下水分析検査は、環境基準値以下であることを確認しました。

3 今後の汚染土壌の対応

- ・管理者により適正に処分される予定です。

(参考)

項目	健康への影響	主な用途
鉛	造血組織や神経系への毒性、腎疾患	鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、銃弾、プラスチック安定化剤等